

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 17 日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市 町 村

厚生労働省老健局介護保険計画課

第 9 期計画期間に向けた 1 号保険料に関する検討について（その 2）

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

各市町村において、第 9 期計画期間に向けた 1 号保険料に関する検討に当たって認識・考慮いただきたい事項については、第 9 期計画期間に向けた 1 号保険料に関する検討について（令和 5 年 10 月 17 日老健局介護保険計画課事務連絡。以下「10 月 17 日事務連絡」という。）でお示ししたところです。

今般、本年 11 月 6 日に第 108 回社会保障審議会介護保険部会が開催されたことなどを踏まえ、1 号保険料負担の在り方に関する議論の状況や、今後の見通しなどを以下のとおりお示ししますので、各市町村におかれましては御了知いただきますようお願いいたします。

記

1 号保険料負担の在り方については、本年 11 月 6 日に開催された第 108 回社会保障審議会介護保険部会において、厚生労働省より「第 1 号保険料に関する見直しの方向性」の案（資料 1、14 ページ）をお示しし、当該見直しの方向性について御議論をいただいた結果、部会長一任とされた。

今後は、上記「第 1 号保険料に関する見直しの方向性」に基づき、年末までの予算編成過程の中で、国の定める標準乗率、公費軽減割合等（政省令事項）を調整することとなるところ、1 号保険料負担の在り方について最終的な結論を得る時期は、年末の政府予算案の決定時期となる見通しである。

年末までの間、各市町村におかれては、上記「第 1 号保険料に関する見直しの方向性」に沿って国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合等が見直されることを前提に、10 月 17 日事務連絡や「見える化システム」に掲載している保険料計算シートなども十分に参照しながら、1 号保険料に関する事務的な検討を進めていただき、条例制定手続等に備えられたい。